

会計指令の統合 (2)

本 田 良 巳

第1節 第4号指令と第7号指令の概要 (第66巻第2号)

第2節 第4号指令と第7号指令の改正 (本号)

第3節 第4号指令と第7号指令との統合

第2節 第4号指令と第7号指令の改正

1 はじめに

1990年前後、加盟国は第4号指令、第7号指令の国内化を終えている。しかし、指令原案の作成から国内化に至るまで約20年の年月を要すること、また、指令自体、加盟国選択権、企業選択権等にみられるように多くの選択権を有しており、財務諸表の比較可能性は損なわれている¹⁾。さらに、1990年代前半、加盟国の多国籍企業は資金調達を目的にニューヨーク証券取引所等に上場している²⁾。このような背景から、1995年、欧州委員会は国際的な会計基準設定の必要性を考慮してIAS設定プロセスへのEUの重要性を強化する、という通告を公表するのである³⁾。

2000年、欧州委員会は通告「EUの会計戦略：将来の行動」を公表している⁴⁾。欧州委員会通告では2005年から全上場企業の連結財務諸表にIASを強制適用する、という方針を打ち出している。同時に、IASを適用する企業とIASを適用しない企業との同一の競争条件を確保するため、IASと第4号指令、第7号指令とのコンバージェンスが必要になってくる。このため、2001年に公正価値指令、2003年に現代化指令をそれぞれ公表するので

1) 拙稿、「第3章 EUの会計戦略」,(国際会計研究学会「研究グループ報告」〈中間報告〉『各国の中小企業版IFRSの導入実態と課題』所収)国際会計研究学会,2010年9月,38頁参照。

2) 森川八洲男,「第5章 EC会社法指令とEUにおける会計基準の調和化」,(森川八洲男編著,『会計基準の国際的調和化』所収),白桃書房,1998年,85頁参照。

3) KOMMISSION DER EUROPÄISCHEN GEMEINSCHAFTEN, MITTEILUNG DER KOMMISSION, Harmonisierung auf dem Gebiet der Rechnungslegung: Eine neue Strategie im Hinblick auf die internationale Harmonisierung, KOM95 (508), 14.11.1995. S.2-S.3.

4) KOMMISSION DER EUROPÄISCHEN GEMEINSCHAFTEN, MITTEILUNG DER KOMMISSION AN DEN RAT UND DAS EUROPÄISCHEN PARLAMENT, Rechnungslegungsstrategie der EU: Künftigs Vorgehen, KOM (2000) 359 endgültig 13.6.2000.

川口八洲雄,「第1章 EUの金融市場統合と会計戦略」(川口八洲雄編著『会計制度の統合戦略—EUとドイツの会計現代化—』所収),森山書店,2005年,13頁~50頁参照。

ある⁵⁾。

ところで、2003年、欧州委員会はアクションプランを公表している⁶⁾。アクションプランではコーポレート・ガバナンスの強化が謳われ、具体的に取締役会や監査役会の責任、株主権等の政策課題が挙げられている。アクションプランの短期政策を実行するため、2006年に修正指令を公表するのである⁷⁾。

上記から明らかなように、IASの適用に関連して公正価値指令、現代化指令を公表し、アクションプランに関連して修正指令を公表している。したがって、本節の第2項は公正価値指令、第3項は現代化指令をそれぞれ取上げ、第4項は修正指令を取上げている。最後に第5項は本節で述べてきたところを要約し、結びに代えている。

2 公正価値指令

2001年9月、欧州議会、欧州閣僚理事会は公正価値指令を公布している。公正価値指令公布の目的は「金融商品の表示と評価を処理するIASの適用を可能にする」点にある(理由書10)⁸⁾。換言すれば、金融商品の公正価値評価の規定を会計指令に設けることにより、以後、IASの適用を容易にしていこうとする点にある。

公正価値指令の構造は「図表1」に示す通りである(「図表1」参照)⁹⁾。

5) RICHTLINIE 2001/65/EG DES EUROPÄISCHEN PARLAMENTS UND DES RATES vom 27. September 2001 zur Änderung der Richtlinien 78/660/EWG, 83/349/EWG und 86/635/EWG des Rates im Hinblick auf die im *Jahresabschluss bzw. im konsolidierten Abschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen* und von Banken und anderen Finanzinstituten zulässigen Wertansätze, Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, L283/28-32, 27.10.2001.

RICHTLINIE 2003/51/EG DES EUROPÄISCHEN PARLAMENTS UND DES RATES vom 18. Juni 2003 zur Änderung der Richtlinien 78/660/EWG, 83/349/EWG, 86/635/EWG und 91/674/EWG über den Jahresabschluss und den konsolidierten Abschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen, von Banken und anderen Finanzinstituten sowie von Versicherungsunternehmen, Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, L178/16-22, 17.7.2003.

6) KOMMISSION DER EUROPÄISCHEN GEMEINSCHAFTEN, MITTEILUNG DER KOMMISSION AN DEN RAT UND DAS EUROPÄISCHEN PARLAMENT, Modernisierung des Gesellschaftsrechts und Verbesserung der Corporate Governance in der Europäischen – Aktionplan, KOM (2003) 284 endgültig, 21.5.2003.

ブリュッセル・センター、「EU会社法—概要と最近の動向」, JETRO, ユーロトレンド, 2004年7月, 1頁~37頁参照。

7) RICHTLINIE 2006/46/EG DES EUROPÄISCHEN PARLAMENTS UND DES RATES vom 14. Juni 2006 zur Änderung der Richtlinien des Rates 78/660/EWG über den Jahresabschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen, 83/349/EWG über den konsolidierten Abschluss, 86/635/EWG über den Jahresabschluss und den konsolidierten Abschluss von Banken und anderen Finanzinstituten und 91/674/EWG über den Jahresabschluss und den konsolidierten Abschluss von Versicherungsunternehmen, Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, L224/1-7, 16.8.2006.

8) Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, L283/28.

9) Huthmann, A./ Hofele, F., Teilweise Umsetzung der Fair Value- Richtlinie in deutsches Recht und Folgen für die handelsrechtliche Bilanzierung, Zeitschrift für internationale und kapitalmarktorientierte

図表 1 公正価値指令の構造

前 文	⇒	理 由 書
第 1 章	⇒	第 4 号指令の改正
第 2 章	⇒	第 7 号指令の改正
第 3 章	⇒	銀行貸借対照表指令の改正
第 4 章	⇒	変 換 期 間
第 5 章	⇒	名 宛 国

次に、第 4 号指令の改正に関連する箇所を中心にみていくことにする。

(a) 金融商品の公正価値評価

まず、第42a 条を新設し、次のように定めている¹⁰⁾。

- (1) 第32条とは異なり、また、本条第 2 項～第 4 項の条件に従い、加盟国はすべての会社あるいは会社の個々のグループに金融派生商品を含めて金融商品を公正価値 (beizulegenden Zeitwert) によって評価することを許容する、あるいはこれを規定する。

このような許容あるいは義務は指令 83/349/EWG の意味において連結財務諸表に限定される。

さらに、公正価値評価は一定の商品契約 (第 2 項)、一定の負債 (第 3 項) にも適用されるとしている。

(b) 公正価値の算定

公正価値の算定に次の二通りの方法が考えられる (第42b 条)¹¹⁾。

- 1) 公正価値の算定は市場価値によって行われる。金融商品に信頼ある市場がある時、あるいは、同種の金融商品に信頼ある市場がある時、市場価値は算定される (第 1 項 a)。
- 2) 信頼ある市場がない時、一般に認められた評価モデル・評価方法を利用して公正価値は算定される (第 1 項 b)。

(c) 評価差額の取扱い

評価差額の取扱いとして、次の二つの処理が考えられる (第42c 条)¹²⁾。

Rechnungslegung, Beilage zu Heft 4 vom 5.April 2006, S.182.

10) Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, L283/29.

11) Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, L283/30.

12) Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, L283/30.

- 1) 評価差額は基本的に損益計算書に開示されなければならない(第1項)。
- 2) 例えば、売却可能な金融投資は自己資本において時価積立金 (Zeitwert-Rücklage) として開示される(第2項)。

これまでの説明をドイツ会計基準委員会 (Deutschen Standardisierungsrat) の文書に基づいて表示していくことにする(図表2」参照)¹³⁾。

図表2 金融商品の評価規定

グループ	当初の評価	事後の評価
デリバティブ (積極的・消極的)	取得原価	公正価値/損益作用的
売買項目 (Handelsbestand) (積極的・消極的)	取得原価	公正価値/損益作用的
売却のために保有される 金融資産	取得原価	公正価値/損益作用的 あるいは非損益作用的
満期まで保有される金融投資	従来通り取得原価	従来通り継続的な 取得原価
自己創設の貸付金・債権	従来通り取得原価	従来通り継続的な 取得原価
売買項目でもなく、デリバティブでもない負債	従来通り返済金額 履行金額	従来通り返済金額 履行金額
発行人の自己資本商品	従来通り名目金額	従来通り名目金額

附属説明書の記載項目は第43条第1項に定められている¹⁴⁾。公正価値指令に関連して、第14号の記載項目が新たに追加されている。第14号では次の項目が記載されなければならない(第43条第1項第14号)¹⁵⁾。

- ・評価モデルの仮定
- ・各グループの金融商品の公正価値
- ・損益計算書、貸借対照表において認識される評価差額
- ・営業年度の経過における時価積立金(自己資本)の変動

また、状況報告書においてリスク情報の記載が要求されている。これに関連して、第46条第2項f)では次のように定めている¹⁶⁾。

13) Der Deutsche Standardisierungsrat, Aufforderung zur Stellungnahme durch den Deutschen Standardisierungsrat (DSR) zum Vorschlag der Umsetzung der EU-Fair-Value-Richtlinie in deutsches Recht, S.4. (downloaded from <http://www.drsc.de/>) (2014年12月15日参照)

14) Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, L283/30.

15) Huthmann, A./ Hofele, F., a.a.O., S.185.

16) Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, L283/31.

- f) 会社による金融商品の利用に関連して、金融商品が財産、財務および損益の状況の判定にとって重要である限り、
- － 担保取引の貸借対照表記入の範囲で記入されるような計画取引のすべての重要な種類の担保のための方法を含めて、会社のリスクマネジメントの目的と方法
 - － 会社がさらされる価格変動リスク、貸倒リスク、流動性リスク、キャッシュ・フロー・リスク

なお、これまで第4号指令の改正に関連する箇所を説明してきた。かかる改正は第7号指令にも適用される。これに関連して、第7号指令第29条第1項は次のように定めている¹⁷⁾。

- (1) 連結に含められる借方資産と貸方資産(すなわち負債一筆者注)は統一的な方法により、そして、第7章、第7a章や指令78/660/EWG 60条に一致して評価される。

最後に公正価値指令の問題として、次の二点を指摘しておきたい。

- 1) 金融商品の定義や計上に関する規定を欠いている¹⁸⁾。上記の第42a条からも明らかのように、金融派生商品、一定の商品契約等を列挙し、これらを金融商品である、と定めるにすぎないのである。
- 2) 上記の第42a条に定めるように、「このような(金融商品の公正価値評価の一筆者注)許容あるいは義務は指令83/349/EWGの意味において連結財務諸表に限定される」。また、理由書では公正価値指令の適用を「個別財務諸表と連結財務諸表あるいは連結財務諸表のみ」としている(理由書11)¹⁹⁾。

したがって、公正価値指令を個別財務諸表に適用するなら、商法上の配当測定、税法上の課税所得の算定の問題が生じてくる²⁰⁾。かかる問題について公正価値指令は何も定めていないのである。

3 現代化指令

2003年6月、欧州議会、欧州閣僚理事会は現代化指令を公布している。現代化指令公布の目的は「IASを適用する共同体の企業とIASを適用しない共同体の企業について同一の競争条件が必要である」(理由書5)²¹⁾。換言すれば、同一の競争条件を確保するため、IASと会計指令とのコンバージェンスを必要としている。

現代化指令の構造は「図表3」に示す通りである(「図表3」参照)²²⁾。

17) Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, L283/31.

18) Der Deutsche Standardisierungsrat, a.a.O., S.4.

19) Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, L283/29.

20) Der Deutsche Standardisierungsrat, a.a.O., S.3.

21) Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, L178/16.

22) 筆者による作成

図表3 現代化指令の構造

前 文	⇒	理 由 書
第 1 章	⇒	第 4 号指令の改正
第 2 章	⇒	第 7 号指令の改正
第 3 章	⇒	銀行貸借対照表指令の改正
第 4 章	⇒	保険貸借対照表指令の改正
第 5 章	⇒	変 換
第 6 章	⇒	発 効
第 7 章	⇒	名 宛 国

次に、第4号指令、第7号指令に関連して、主な改正箇所をみていくことにする。

I 貸借対照表記入

a) 個別財務諸表、連結財務諸表の拡大

第2条第1項に、次項が追加されている²³⁾。

個別財務諸表は第1項に述べる財務諸表に加えて、さらに構成要素を含むことを加盟国は許容あるいは規定する。

これにより、財務諸表の構成要素にキャッシュ・フロー計算書、株主持分変動計算書等を加えることが可能になり、IASと会計指令との差異は解消することになる。

b) 経済的な考察法

第4条に、第6項が追加されている²⁴⁾。

第6項では「損益計算書項目あるいは貸借対照表項目の金額の表示の場合、基礎にある営業事象の経済的な内容あるいは基礎にある取決めの経済的な内容を考慮する」と定めている。ここでは経済的な考察法 (wirtschaftliche Betrachtungsweise) にしたがった金額の表示を要請しており、IASの考えに一致している²⁵⁾。

c) 貸借対照表の分類

23) Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, L178/17.

24) Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, L178/17.

25) Böcking, H-J/ Herold, C./ Wiederhold, P., Modernisierung des HGB in Richtung IAS/IFRS – Auswirkungen der Änderungen der 4. und 7. EU-Richtlinie vom 6.5.2003 –, Der Konzern 6/2003, 15. Juni 2003, S.398.

第10a条が新設されている²⁶⁾。

伝達される情報内容が第9条、第10条によって要求される情報内容に少なくとも等価である限り、第9条、第10条による貸借対照表項目の分類の代わりに、加盟国は会社あるいは一定のグループの会社に分類の場合、短期的な項目と長期的な項目とを分類することを許容あるいは規定する。

現行の指令第9条は勘定式の貸借対照表作成、第10条は報告式の貸借対照表作成を定めている。第10a条により、貸借対照表項目を短期的な項目と長期的な項目に分類することが可能になる。

d) 損益計算書の分類

第22条に、次項が追加されている²⁷⁾。

第2条第1項とは異なり、伝達される情報内容が各条文によって要求される情報内容に少なくとも等価である限り、第23条から第26条による損益計算書項目の分類に代わり、加盟国はあらゆる会社あるいは会社の個々のグループに業績報告書 (Ergebnisrechnung, statement of performance) を作成することを許容あるいは規定する。

これにより、業績報告書、すなわち包括利益計算書の作成が可能になる。ここでもIASと会計指令とのコンバージェンスがみられる。

e) 固定資産の再評価の拡大

現行の指令第33条第1項a)～c)において時価評価の規定を設けている。現代化指令によれば、c)は次の内容を含む、としている²⁸⁾。

c) 固定資産の再評価 (Neubewertung)

ここでは投資不動産、農産物等を再評価の対象に加え、IASに接近している、と考えられる。

f) 公正価値評価

固定資産の再評価の拡大に関連して、第42e条、第42f条が新設されている²⁹⁾。

第42e条

第32条とは異なり、加盟国はあらゆる会社あるいは会社の個々のグループに金融商品を例外にして、一定の種類の資産を公正価値を基礎に評価することを許容あるいは規定する。

第42f条

第31条第1項c)にも関わらず、加盟国はあらゆる会社あるいは会社の個々のグルー

26) Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, L178/17.

27) Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, L178/18.

28) Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, L178/18.

29) Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, L178/18.

ブに第42e条による資産の評価の場合、価値変動を損益計算書に開示することを許容あるいは規定する。

第42e条にいう「一定の種類資産」とは投資不動産、農産物等であり、その評価差額を損益計算書に開示することを第42f条は要請している。

g) 引当金

第20条第1項において引当金の定義を変更している³⁰⁾。

引当金を「決算日にありうる、あるいは確実であるが、その金額、発生時点に関して不確実である債務」と定義している。これにより、IASとの調和が図られている。

II 連結

a) 子企業の定義における支配力基準

子企業を定義する場合、持株基準を採用するか、支配力基準を採用するかは第7号指令の成立過程において最も争いのある問題であった。第7号指令は基本的に持株基準を採用している。

現代化指令によれば、連結財務諸表、連結状況報告書の作成義務は持株基準の他、次の要件の一つを満たすこととしている（第1条第2項）³¹⁾。

- 1) この企業（親企業）が他の企業（子企業）に支配的影響あるいは支配（*beherrschender Einfluss auf oder die Kontrolle*）を行使するか、あるいは事実上、行使するとき、
- 2) この企業（親企業）と他の企業（子企業）が親企業の統一的な指揮のもとにあるとき。

現代化指令は上記の1)において「支配的影響あるいは支配」のうち、「支配」という文言を追加している。支配力基準をより明確にしたものであり、このことはIASにも一致している。

b) 規模依存的な免除規定の削除

中規模企業は連結財務諸表、連結状況報告書の作成義務を免除することができる（第6条第1項）。さらに中規模企業であっても上場企業はかかる免除規定を適用しない、としている（第6条第4項）。現代化指令はかかる第4項をさらに正確に規定している³²⁾。

c) 部分連結財務諸表の作成義務免除の制限

中間的親企業に対して下位連結財務諸表の作成義務を免除する選択権が加盟国に与えられている（第7条第1項）。しかし、現代化指令によれば、中間的親企業であっても上場企業は作成義務を免除する選択権は適用しない、としている（第7条第3項）³³⁾。

30) Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, L178/18.

31) Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, L178/19.

32) Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, L178/19.

d) 親企業と異なる活動の場合、連結禁止規定を削除

これまで企業の活動が異なっているので、連結するならば公正な概観の提供に反する場合、当該企業を連結する必要がない、としてきた。

しかし、現代化指令によれば、かかる連結禁止規定は削除されている³⁴⁾。むしろかかる禁止規定の適用により、受け手に経済的なリスクが隠蔽されると考えられるからである³⁵⁾。

ここで、現代化指令による第4号指令、第7号指令の改正点をまとめておくことにする(「図表4」参照)³⁶⁾。

図表4 現代化指令による改正

	個別財務諸表		連結財務諸表	
	選択権	強制	選択権	強制
貸借対照表記入				
さらなる構成要素に個別財務諸表ならびに連結財務諸表の拡大	○		○	
貸借対照表や損益計算書において金額の表示の場合、経済的考察法	○		○	
短期的項目と長期的項目に貸借対照表項目の分類	○		○	
損益中立的な資産変動の考慮のもと、成果計算書の作成	○		○	
すべての固定資産項目の再評価	○		○	
公正価値評価により、一定の資産項目の再評価	○		○	
IAS/IFRS への引当金の定義を調整				
連結				
子企業の定義における支配的影響あるいは支配				○ (連結義務)
規制された市場における有価証券の場合、連結財務諸表の免除規定を削除				○ (作成義務)
規制された市場における有価証券の場合、部分連結財務諸表の免除規定を削除				○ (作成義務)
親企業と異なる活動の場合、連結禁止規定を削除				○ (連結義務)

33) Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, L178/19.

34) Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, L178/19.

35) Böcking, H-J/ Herold, C./ Wiederhold, P., a.a.O., S.402.

36) Böcking, H-J/ Herold, C./ Wiederhold, P., a.a.O., S.408-S.409. を参考にして、筆者による作成。

Ⅲ 状況報告書の記載項目

第46条は状況報告書の記載項目を定めている。現代化指令によれば、同条第1項をさらに詳細に定め、次のような項目を記載しなければならない(第46条第1項)³⁷⁾。

- 1) 営業の経過、成果、会社の状況のバランスのとれた包括的な分析、さらに重大なリスク、不確実性を記載
- 2) 分析は環境の重要性、従業員の重要性に関連した情報を含めて財務的な給付指標、非財務的な給付指標を包括
- 3) 個別財務諸表に開示される金額、その追加的な解説

上記の記載項目は第7号指令(第36条)にも適用されている³⁸⁾。

Ⅳ 監査報告書の記載項目

現代化指令により、第51a条を新設し、監査報告書(Bestätigungsvermerk)の記載項目を定めている。監査報告書に次のような項目を記載しなければならない(第51a条第1項)³⁹⁾。

- 1) 法律上の財務諸表監査の対象、個別財務諸表が準拠する会計原則
- 2) 法律上の財務諸表監査の種類と範囲
- 3) 監査上の判断
- 4) 法律上の財務諸表監査人が特別な方法で注目する、あらゆる状態への指示
- 5) 状況報告書は該当する営業年度の個別財務諸表に一致するか否か

上記の記載項目は第7号指令(第37条)にも適用されている⁴⁰⁾。

上記の説明から明らかなように、現代化指令は多くの選択権を有している。多くの選択権を「著しい後退(erheblicher Rückschritt)」とみるか、「弾力性(Flexibilisierung)を歓迎」とみるかは見方の分かれるところである⁴¹⁾。

4 修正指令

2003年5月、欧州委員会はアクションプランを公表している。アクションプランによれば、「国際競争の中、EU域内における効率的かつ競争力のある事業活動を容易にする会

37) Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, L178/18.

38) Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, L178/20.

39) Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, L178/19.

40) Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, L178/20.

41) Knorr, K. E., Übernahme der Regelungen der EU-Verordnung sowie der Modernisierung und Fair-Value-Richtlinie in deutsches Recht, in: Freidank, C-C., Reform der Rechnungslegung und Corporate Governance in Deutschland und Europa, (Wiesbaden 2004), S.85.

社法の枠組みを作ることが必要」と考え、コーポレート・ガバナンスの強化を謳っている⁴²⁾。このアクションプランの短期政策を実行するため、2006年6月、欧州議会、欧州閣僚理事会は修正指令を公布している。

修正指令の構造は「図表5」に示す通りである（「図表5」参照⁴³⁾）。

図表5 修正指令の構造

前 文	⇒	理 由 書
第 1 章	⇒	第 4 号指令の改正
第 2 章	⇒	第 7 号指令の改正
第 3 章	⇒	銀行貸借対照表指令の改正
第 4 章	⇒	保険貸借対照表指令の改正
第 5 章	⇒	変 換
第 6 章	⇒	発 効
第 7 章	⇒	名 宛 国

次に、第4号指令の改正に関連する箇所を中心にみていくことにする。

a) 識閾値の改正

1) 第11条第1項は次のように改正されている⁴⁴⁾。

貸借対照表総額：3,650,000EUR → 4,400,000EUR

純売上高： 7,300,000EUR → 8,800,000EUR

識閾値は貸借対照表総額、純売上高の他、従業員数（50人まで）の三つであり、三つの規準のうち、二つの規準を満たす場合、小規模企業に該当している。

2) 第27条第1項は次のように改正されている⁴⁵⁾。

貸借対照表総額：14,600,000EUR → 17,500,000EUR

純売上高： 29,200,000EUR → 35,000,000EUR

識閾値は貸借対照表総額、純売上高の他、従業員数（250人まで）の三つであり、三

42) ブリュッセル・センター、前掲稿、8頁参照。

43) 筆者による作成

44) Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, L224/3.

45) Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, L224/3.

つの規準のうち、二つの規準を満たす場合、中規模企業に該当している。

b) リスクとチャンスの記載

第43条第1項の附属説明書の記載項目に、7aが追加されている⁴⁶⁾。

7a 取引から生じるリスクやチャンス (Vorteil) が重要であることを前提にして、そして、会社への財務上の影響、リスクやチャンスの公表が会社の財務状況の判定にとって必要である限り、貸借対照表に含められない会社の取引の種類と目標

リスクやチャンスが重要であるかぎり、その取引の種類と目標等は附属説明書に記載されなければならない。

c) 関連当事者取引の記載

第43条第1項の附属説明書の記載項目に、7bが追加されている⁴⁷⁾。

7b 関連する企業、人物との関係、その数値の範囲について記載ならびに取引が重要であり、市場に通常でない条件のもとで成立する限り、会社の財務状況の判定にとって必要である取引について広範な記載を含めて、関連する企業、人物と会社との取引

関連する企業、人物との取引、取引額等は附属説明書に記載されなければならない。

d) 経営者の表明

第46a条によれば、会社は経営者の表明 (Erklärung) を状況報告書に記載する。状況報告書に少なくとも次の項目を記載する⁴⁸⁾。

- 1) 企業経営のコード
- 2) 企業経営のコードから逸脱する項目、逸脱の理由
- 3) 内部的なコントロール・マネジメント、リスクマネジメントの重要なメルクマール
- 4) 公開買付 (Übernahmeangebote) に関して要求される記載
- 5) 株主総会開催の方法、株主総会の権限、株主権、株主権行使の可能性
- 6) 経営機関、執行機関、監督機関の構成、作業方法

e) 機関の連帯責任原則

「第10a章 個別財務諸表および状況報告書の作成と公表に関して義務と責任」を新設し、続いて第50b条では次のように定めている⁴⁹⁾。

会社の経営機関、執行機関、監督機関の構成員が連帯して責任を負うことを加盟国は確保する……

さらに、個別財務諸表および状況報告書の作成と公表に関する責任規定は加盟国の裁

46) Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, L224/4.

47) Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, L224/4.

48) Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, L224/4-5.

49) Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, L224/5.

量に委ねられている (理由書 3)⁵⁰⁾。

上記から明らかなように、アクションプランはコーポレート・ガバナンスの強化を謳っている。したがって、アクション・プランの政策課題を実行する短期政策においても経営者の表明、機関の連帯責任原則等にコーポレート・ガバナンスの強化は具体的に反映している。

なお、これまで第4号指令の改正に関連する箇所を説明してきた。かかる改正は a) 識閾値の改正を除いて第7号指令にも適用されている⁵¹⁾。

5 おわりに

2000年以降、第4号指令、第7号指令の大幅な改正が行われている。上場企業の連結財務諸表へのIASの強制適用に関連して公正価値指令、現代化指令が公表され、アクションプランに関連して修正指令が公表されている。本節は第4号指令、第7号指令に関連づけて公正価値指令、現代化指令、修正指令の概要を説明している。最後に本節で述べてきたところを要約していくことにする。

- 1) 2001年9月、欧州議会、欧州閣僚理事会は公正価値指令を公布している。公正価値指令によれば、一定の金融商品は公正価値によって評価され、評価差額は基本的に損益計算書に開示されなければならない。また、売却可能な金融投資の公正価値評価から生じる評価差額は自己資本において時価積立金として開示される。公正価値指令は第4号指令、第7号指令同様に適用されている。
- 2) 2003年6月、欧州議会、欧州閣僚理事会は現代化指令を公布している。現代化指令公布の目的はIASと会計指令とのコンバージェンスにある。かかる目的を達成するため、キャッシュ・フロー計算書、株主資本変動計算書等を含む財務諸表の拡大、経済的な考察法の採用、投資不動産や農産物への公正価値評価の拡大等を定めている。さらに、支配力基準の明確化、状況報告書の記載項目等においてもコンバージェンスを図っている。
- 3) 2003年5月、欧州委員会はアクションプランを公表し、コーポレート・ガバナンスの強化を謳っている。このアクションプランの短期政策として2006年6月、修正指令を公表している。修正指令により、第4号指令では識閾値の改正、リスクとチャンスの記載、関連当事者取引の記載、経営者の表明、機関の連帯責任原則等を改正している。また、かかる改正は識閾値の改正を除いて第7号指令にも適用されている。

この後、第4号指令、第7号指令の課題は中小企業にとって管理費の削減に移っている。2009年6月18日、欧州議会、欧州閣僚理事会の指令2009/49/EGは中規模企業について軽

50) Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, L224/1.

51) Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, L224/6.

52) RICHTLINIE 2009/49/EG DES EUROPÄISCHEN PARLAMENTS UND DES RATES vom 18. Juni 2009 zur Änderung der Richtlinien 78/660/EWG und 83/349/EWG des Rates im Hinblick auf bestimmte

減措置を講じている。具体的に創立費の公表義務の免除、重要性の乏しい企業を連結財務諸表、連結状況報告書の作成義務から免除すること等にある⁵²⁾。

さらに、2012年3月、欧州議会、欧州閣僚理事会の指令 2012/6/EU はマイクロ企業について軽減措置を講じている。具体的に経過勘定の開示義務の免除、簡略化された個別貸借対照表・個別損益計算書の作成等にある⁵³⁾。このように企業をマイクロ企業、小規模企業、中規模企業、大規模企業に区分したうえで、第4号指令、第7号指令に企業規模に応じて異なる規定を設けるのである。

Angabepflichten mittlerer Gesellschaften sowie die Pflicht zur Erstellung eines konsolidierten Abschlusses, Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, L164/43, 26.6.2009.

53) RICHTLINIE 2012/6/EU DES EUROPÄISCHEN PARLAMENTS UND DES RATES vom 14. März 2012 zur Änderung der Richtlinien 78/660/EWG des Rates über den Jahresabschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen hinsichtlich Kleinstbetrieben, Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, L81/3, 21.3.2012.